

# 通 知 預 金

平成 26 年 4 月 1 日現在

1. 商 品 名	通 知 預 金
2. 販 売 対 象	・ 法人、個人
3. 期 間	・ 特に期間の定めはありません ただし、預入後最低 7 日間は据置期間が必要です
4. 預 入 (受 入) (1) 預 入 (受 入) 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 一括預入 ・ 1 万円以上 ・ 1 円単位
5. 払 戻 (支 払) 方 法	・ 随時解約 (払戻し) できます ただし、解約する日の 2 日前迄にご通知ください
6. 利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 毎日の店頭表示の利率を適用します ・ 解約時 (払戻時) に一括して支払います ・ 1 年を 365 日とする日割計算 付利単位を 1,000 円として利息を計算します
7. 税 金	・ 個人の利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります ・ 法人は総合課税となります
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	・ 個人のはマル優の取扱いができます
10. 中途解約の取扱い	・ 据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧くださいか、または窓口へご照会ください

## 通 知 預 金

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫の平日営業日に、営業店または「お客様サポート室」（9時～17時、電話：0800-800-3345）にお申し出ください</li> <li>・ 紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫の平日営業日に、上記「お客様サポート室」または北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください          なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です          また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります 詳しくは、東京三弁護士会、「お客様サポート室」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください</li> </ul>
<p>13. その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預積金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）</li> </ul>

◎くわしくは窓口にお問い合わせください。